

平成29年第3回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成29年5月15日 開会

）

平成29年5月15日 閉会

吉田町議会

平成29年第3回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月15日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○議案第38号～議案第43号の一括上程、説明	2
○議案第38号の質疑、討論、採決	9
○議案第39号の質疑、討論、採決	9
○議案第40号の質疑、討論、採決	10
○議案第41号の質疑、討論、採決	10
○議案第42号の質疑、討論、採決	11
○議案第43号の質疑、討論、採決	11
○日程の追加について	12
○議長辞職の件	12
○日程の追加について	13
○議長選挙	13
○議長就任挨拶	15
○日程の追加について	16
○副議長辞職の件	16
○日程の追加について	17
○副議長選挙	17
○副議長就任挨拶	18
○日程の追加について	18
○議席の一部変更	19
○常任委員会委員の選任	19
○議会運営委員会委員の選任	20
○日程の追加について	21
○議会閉会中の継続調査について	21

○町長挨拶	2 1
○議長挨拶	2 2
○閉会の宣告	2 2

開会 午前 9時00分

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成29年第3回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には、公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

本日はよろしくをお願いします。

◎開会の宣告

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成29年第3回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会で説明員として委任または囑託され出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚邦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、1番、山口一博君、2番、三輪美由紀君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大塚邦子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第38号～議案第43号の一括上程、説明

○議長（大塚邦子君） 次に、日程第3、第38号議案から日程第8、第43号議案の6議案を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第3回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程をいたします議案は、専決処分事項の承認について4件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件の合計4件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第38号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日にそれぞれ交付されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の軽減判定処分の引き上げによる軽減の拡充の見直しをすることにつきまして所要の改正を行うものでございます。

第39号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）が平成29年3月29日に交付されたことに伴いまして、平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、非常勤消防団員等の扶養親族に係る補償総額の加算額につきまして、政令の改正に準じた所要の改正を行うものでございます。

第40号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成29年3月31日にそれぞれ交付されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、わがまち特例による固定資産税の特例措置について定める等の法改正に沿った所要の改正を行うものでございます。

第41号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成29年3月31日にそれぞれ交付されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、わがまち特例による固定資産税の特例措置について定めること及び同条例で引用する条項等のずれが生じたことから、法改正に沿った所要の改正を行うものでございます。

第42号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業に伴いまして、川尻地内の1路線の町道4区間を变形する必要がありますことから、一旦この路線を廃止することにつきましてお認めいただきたいとするものでございます。

第43号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業に伴いまして、ちょっとこの区間の変更された道路を町道として再度認定する必要がありますことから、川尻地内の1路線につきまして町道路線認定をいただきたいとするものでございます。

以上が上程をいたします議案の概要でございます。詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、防災課長兼防災監、大石剛久君。

〔防災課長兼防災監 大石剛久君登壇〕

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

本議会に上程いたしました第39号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を御説明申し上げます。

議案書の4ページから6ページ及び参考資料ナンバー2をごらんください。

消防団員等公務災害補償条例における損害補償の基礎となる額、いわゆる補償基礎額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき定められているところでございまして、この基準政令に規定されている補償基礎額の加算額及び加算の対象につきましては、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められているところでございます。

今回の改正は、平成28年8月の人事院の給与改定勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律が平成28年11月に改正され、平成29年度から扶養手当の支給額が改定されることとなりました。

これに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が平成29年3月29日に交付、同年4月1日から施行され、基準政令で定められている扶養親族の加算額及び加算の対象につきましても改正されることとなったことから、基準政令に準じ、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

主な改正要旨といたしましては、非常勤消防団員等の配偶者、子、孫等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を改めるとともに、軽微な用語の修正をしております。

続きまして、改正内容を参考資料ナンバー2の新旧対照表に沿って御説明をさせていただきます。

条例第5条第2項第1号中、「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中、「にあつては」を「には」に改める。

同条第3項中、「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、第2号の次に、「該当する扶養する親族については、一人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち一人については333円）を「第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中、「及び孫」を削り、同項中、「第5号」を「第6号」とし、「第4号」を「第5号」とし、「第3号」を「第4号」とし、第2号の次に、「第3号」として「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を加え、同条第4項中、「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加えております。

附則につきましても、施行期日を平成29年4月1日からとし、経過措置としまして、改正後の消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行日以後に受給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については従前の例によることとしております。

以上が第39号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、税務課長、松浦伸子君。

〔税務課長 松浦伸子君登壇〕

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

本議会で上程いたしました第40号議案、第41号議案について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する政令が平成29年3月31日にそれぞれ交付され、原則として平成29年4月1日から施行されることとされたことに伴う第40号議案 吉田町税条例、第41号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御承認をお願いするものでございます。

初めに、第40号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を

改正する条例) から御説明申し上げます。

提出議案の 7 ページから 18 ページと参考資料ナンバー 3 をあわせてごらんいただきたいと思ひます。

参考資料により御説明申し上げます。

資料の 1 ページから 2 ページをごらんください。

第 33 条の改正は、個人住民税について、配当所得等及び特定株式等譲渡所得金額にかかわる所得について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後個人住民税の申告書が提出された場合には、個人住民税に記載された事項をもとに課税できること等を明確化するために改正するものでございます。

2 ページをごらんください。

第 34 条の 9 の改正は、第 33 条の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

3 ページから 5 ページをごらんください。

第 48 条の改正は法人町民税の申告納付について、第 50 条の改正は法人町民税にかかわる不足税額納期限について、延滞金の計算の基礎となる期間にかかわる規定の整備を行うものでございます。

7 ページをごらんください。

第 61 条の改正は、震災等により滅失等をした償却資産にかかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものでございます。

第 61 条の 2 の改正は、家屋及び償却資産にかかわる固定資産税の課税標準の特例について、わがまち特例が導入されたことに伴う特例率を規定するものでございます。

第 1 項から第 3 項は、児童福祉法の規定により町の認可を受けた者が同項に規定する保育事業等の用に直接供する家屋及び償却資産に対するもので、第 1 項につきましては、家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産の課税標準の割合を、国の基準を参酌いたしまして、2 分の 1 と定めるものでございます。第 2 項は、居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産の課税標準の割合を、国の基準を参酌いたしまして、2 分の 1 と定めるものでございます。第 3 項は、事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産の課税標準の割合を、国の基準を参酌いたしまして、2 分の 1 と定めるものでございます。

8 ページをごらんください。

63 条の 2 の改正は、居住用超高層建築物にかかわる課税の見直しが行われ、固定資産税について各部分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分の割合について、区分居住者全員の協議による補正の方法について規定したものでございます。

第 63 条の 3 の改正は、区分所有にかかわる家屋の敷地の固定資産税について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、被災等発生後 4 年度分に限り、所有者の申し出により従前の共有土地にかかわる税額の按分項目と同様の扱いを受けるようにするため、規定を整備するものでございます。

10 ページをごらんください。

第 74 条の 2 の改正は、被災地住宅用地にかかわる特例措置を拡充するもので、被災地市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後、4 年度分に限り特例を適用されることとされたものでございます。

11 ページをごらんください。

附則第8条の改正は、食用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長し、平成33年までとするものでございます。

第10条の改正は、固定資産税等の課税標準の特例についての読みかえ規定を、地方税法等の改正に合わせ、引用する条文等を改正するものでございます。

10条の2の改正は、固定資産税の課税標準について、第15項、第16項を新設し、わがまち特例の割合を定めることとございます。

第5項から第14項につきましては、地方税法等の改正により、引用する条文の項ずれに伴い改正するものでございます。

第15項は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けた者が、事業所内保育にかかわる施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合に、施設の固定資産税について、国の基準を参酌いたしまして、課税標準を2分の1とするものでございます。

第16項は、都市緑地法に規定する緑地推進法人が同法に規定する認可定額に基づき設置する市民緑地の利用に供する土地について、固定資産税の課税標準を、国の基準を参酌いたしまして3分の2とするものでございます。

13ページから17ページをごらんいただきたいと思います。

第10条の3の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする際に提出する申告書について規定するもので、地方税法等の規定の新設に合わせ、改正及び新設するものでございます。

第9項は耐震改修が行われた認定長期優良住宅等にかかわるものについて、第10項は熱損失防止改修工事が行なわれた認定長期優良住宅等にかかわる申告書について規定するものでございます。

第16条の改正は、軽自動車税の税率のグリーン化特例について、適用期限を2年延長するものでございます。

16条の2の改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定したもので、減税対象者にかかわる軽自動車税について、不足額が生じた原因が偽り、不正等の手段による国土交通大臣の認可等を受けたことを事由として国土交通大臣が認定を取り消したものである場合の納税義務者の特例等にかかわるものでございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

第16条の3の改正は、町民税の課税の特例について、特定配当等にかかわる所得について所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に固定資産税の申告書が提出された場合には、個人住民税の申告書により課税できること等を明確化させるものでございます。

20ページをごらんください。

第17条の2の改正は、個人住民税の優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得にかかわる課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

21ページをごらんください。

第20条の2の改正は個人住民税の特例配当適用等にかかわる所得について、第20条の3の改正は条約適用配当等にかかわる所得について、第33条及び34条の9の改正と同様の改正を行うものでございます。

23ページから26ページをごらんください。

附則第1条で、施行期日を平成29年4月1日と定めております。ただし、附則第5条、軽自動車税の改正については公布の日と定め、附則第10条の2、市民緑地にかかわる特例措置についての改正は、都市緑地法の一部を改正する法律の施行日からと定めております。

第2条は住民税に関する経過措置を、第3条は固定資産税に関する経過措置を、第4条は軽自動車税に関する経過措置を定めたものでございます。

第5条は、軽自動車税について消費税率の引き上げ時期が変更されたことに伴い、改正を行うものでございます。

続きまして、第41号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

提出議案の19ページから22ページと参考資料のナンバー4の新旧対照表をあわせてごらんください。

参考資料により御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

附則第2号の改正は、都市計画税の課税標準の特例について、引用する条文の項ずれにより改正ものでございます。

第3号、第4号は、固定資産にかかわる課税標準の特例措置が創設され、わがまち特例が導入されたことに伴い規定するものでございます。

第3号につきましては、企業主導型保育事業にかかわる固定資産について、わがまち特例を導入し、国の基準を参酌いたしまして、割合を2分の1と定めるものでございます。

第4号は、市民緑地の利用に供する土地について、わがまち特例を導入し、国の基準を参酌いたしまして、割合を3分の2と定めるものでございます。

第5項から第12号までの改正は、第3項、第4項が新設されたことに伴う条文の項ずれに伴う改正でございます。

第13号、第14号の改正は、条例の項ずれ及び地方税法等の改正に伴う運用部分の項ずれに伴い改正するものでございます。

この条例の施行期日は平成29年4月1日と定められております。ただし、市民緑地の利用に供する土地についての特例措置は、都市緑化法等の一部を改正する法律の施行日とされております。

以上、上程いたしました2議案について御説明申し上げます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、太田順子君。

〔町民課長 太田順子君登壇〕

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

町民課からは、第38号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

議案つづりの1ページ、2ページをごらんください。

本議案は、平成29年度の税制改正により、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日にそれぞれ交付され、一部を除き平成29年4月1日から施行することとされたことから、吉田町国民健康保険税条

例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条3項の規定により御報告させていただき、あわせて御承認をお願いするものでございます。

議案つづり3ページをごらんください。

当町では、国民健康保険に加入している低所得者層の負担を軽減するため、世帯の所得が一定以下の場合には、被保険者均等割及び世帯別平等割の部分について7割、5割、2割の軽減措置が講じられておりますが、今回の税制改正では、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を引き上げ、減額措置を拡大する改正を行うものでございます。

こうした低所得者に対する軽減措置の拡大は平成28年度の税制改正においても行われておりますが、軽減を受けている世帯の生活水準が変わらなければ次年度においても引き続き当該軽減を受けられるように、消費者物価の伸び等を考慮して見直しが行われるものでございます。

具体的な改正内容でございますが、参考資料ナンバー1の新旧対照表もあわせてごらんください。

国民健康保険税条例第23条、国民健康保険税の減額の第2号中、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき「26万5,000円」を「27万円」に、同条第3号中、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき「48万円」を「49万円」に改めるものでございます。

以上が平成29年3月31日に専決処分をさせていただきました吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、建設課長、大石 充君。

〔建設課長 大石 充君登壇〕

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

本議会に上程いたしました第42号議案、第43号議案の2議案について御説明いたします。

この2議案は、町道の終点を変更しようとするものに関連するものでございます。

それでは、第42号議案 町道の路線廃止について御説明いたします。

議案書の23ページ、24ページ及び参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。

本案は、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするものでございます。

路線名は高島7号線で、延長が491.2メートル、幅員が2.2メートルから4メートルでございます。

企業活動維持支援事業区域基盤整備事業に伴い、路線を大幡川幹線まで延伸することから、一旦廃止をお願いするものでございます。

次に、第43号議案 町道の路線認定についてでございます。

議案書の25ページ、26ページ及び参考資料ナンバー6をごらんください。

路線名は同じく高島7号線で、延長が516メートル、幅員が3メートルから17.7メートルでございます。

路線終点を大幡川幹線まで延伸し、再認定をお願いするものでございます。

以上が2議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前10時27分

- 議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員は13名です。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第3、第38号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 日程第4、第39議案 専決処分の承認を求めることについて（消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第40議案 専決処分の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第41議案 専決処分の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第42号議案 道路の路線廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第43号議案 道路の路線認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

当局の皆さんにつきましてはここで御退席をいただき、議会の組織構成が決定次第連絡いたしますので、よろしくお願ひします。

議員の皆さんは、ただいまから全員協議会を開催しますので、第2会議室へお集まりください。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

○副議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これからは、議長にかわりまして副議長が議事を進めます。

◎日程の追加について

○副議長（大石 巖君） 議長、大塚邦子君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（大石 巖君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大塚邦子君の退場を求めます。

〔議長 大塚邦子君退場〕

○副議長（大石 巖君） 事務局長に辞職願を朗読させます。
事務局長。

〔議会事務局長 八木寿彦君朗読〕

○副議長（大石 巖君） お諮りします。
大塚邦子君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、大塚邦子君の議長の辞職を許可することに決定しました。
大塚邦子君の退場を解きます。

〔大塚邦子君入場〕

○副議長（大石 巖君） ここで暫時休憩といたします。
休憩中に全員協議会を開催しますので、第2会議室へお集まりください。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時15分

○副議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○副議長（大石 巖君） ただいま議長が欠けました。
お諮りします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をします。

◎議長選挙

○副議長（大石 巖君） 追加日程第1、議長選挙を行います。
選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13人です。
次に、立会人を指名をします。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人に1番、山口一博君及び2番、三輪美由紀君を指名します。

次に、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大石 巖君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（大石 巖君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

1番、山口一博君及び2番、三輪美由紀君、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（大石 巖君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順番に投票を願います。

〔投票〕

○副議長（大石 巖君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（大石 巖君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、山口一博君、2番、三輪美由紀君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（大石 巖君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票。有効投票のうち、藤田和寿君6票、大塚邦子君6票。

この選挙の法定得票数は3票であります。藤田和寿君、大塚邦子君、得票数はいずれもこれを超えております。同君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用しまして、くじで当選人を決定することになっております。

藤田和寿君及び大塚邦子君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽せん棒で行います。

1番、山口一博君及び2番、三輪美由紀君、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。藤田和寿君、大塚邦子君、くじを引いてください。くじ引く順番が決定したら報告をお願いします。

〔くじを引く〕

○副議長（大石 巖君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに大塚邦子君、次に藤田和寿君、以上のおりです。

ただいまの順番によりまして当選人を決定するくじを行います。大塚邦子君、藤田和寿君、くじを引いてください。

申しわけありません。

それでは、ただいまの順番によりまして当選人を決定するくじを行います。

それでは、大塚邦子君、お願いします。

すみません。番号の若いほうが当選人となりますので、よろしくお願いします。

〔くじを引く〕

○副議長（大石 巖君） くじの結果を報告いたします。

くじの結果、藤田和寿君が当選人と決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（大石 巖君） ただいま議長に当選された藤田和寿君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

◎議長就任挨拶

○副議長（大石 巖君） 藤田和寿君から議長当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いをいたします。

9番、藤田和寿君。

〔議長 藤田和寿君登壇〕

○議長（藤田和寿君） このたびの議長選におきまして皆様方の御支持をいただき、大塚議員とはくじ引きという結果になりましたが、これからの2年間、皆様方から託されました御支援を全うして、抱負で述べましたとおり、魅力ある議会を皆様方と一緒に築き上げたく決意をしているところでございます。

吉田町を取り巻くさまざまな課題もあります。我々13名が一丸となってこの町政運営に議会の存在意義を示し、また、町民の皆様方に議会のあり方を説明していく所存でございます。

今までの議会運営を参考にしつつ、直すべきことを直し、よりよくするものを推進して、吉田町議会、皆様のために、誠心誠意議長として座に恥じぬよう活動するつもりでございますので、議員諸兄の御指導、御鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（大石 巖君） ありがとうございます。

以上で私の職務は終了いたしました。議長と交代します。御協力ありがとうございました。

藤田議長、議長席にお着きを願います。

○議長（藤田和寿君） ここからは議長が議事を進めます。

ここで、資料配付のため暫時休憩とします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（藤田和寿君） 副議長、大石 巖君から副議長の辞職願が提出されています。
お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長（藤田和寿君） 追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大石 巖君の退場を求めます。

〔副議長 大石 巖君退場〕

○議長（藤田和寿君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

八木事務局長。

〔議会事務局長 八木寿彦君朗読〕

○議長（藤田和寿君） お諮りします。

大石 巖君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、大石 巖君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

大石 巖君の退場を解きます。

〔大石 巖君入場〕

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催しますので、第2会議室へお集まりください。

再開は、全員協議会終了後とします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時52分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（藤田和寿君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長選挙

○議長（藤田和寿君） 追加日程第1、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（藤田和寿君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番、遠藤孝子君及び4番、蒔田昌代君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（藤田和寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

3番、遠藤孝子君及び4番、蒔田昌代君、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（藤田和寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（藤田和寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、遠藤孝子君及び4番、蒔田昌代君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（藤田和寿君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、増田剛士君7票、大石巖君6票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、増田剛士君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（藤田和寿君） ただいま副議長に当選されました増田剛士君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎副議長就任挨拶

○議長（藤田和寿君） 増田剛士君から副議長当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いいたします。
8番、増田剛士君。

〔副議長 増田剛士君登壇〕

○副議長（増田剛士君） このたび副議長に御推挙いただきました増田剛士でございます。

先ほど全協のときにも申し上げたとおり、副議長の職としまして議長を補佐し、そして私が議会運営の柱として挙げさせていただきました2つ、ダイバーシティの視点を持った議会、コンフリクト・マネジメント、この2つを実践していくことで、我が吉田町議会がさらに議会改革を推し進めていくことをお誓いします。ぜひ皆さんの御協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

○議長（藤田和寿君） ここで、資料配付のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時01分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加について

○議長（藤田和寿君） お諮りいたします。

議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに行うことに決定しました。

◎議席の一部変更

○議長（藤田和寿君） 追加日程第1、議席の一部変更を行います。

議長、副議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

この変更に伴う議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

八木事務局長。

[議会議務局長 八木寿彦君朗読]

○議長（藤田和寿君） ただいまの事務局長朗読のとおり決定します。

議席の移動をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時21分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎常任委員会委員の選任

○議長（藤田和寿君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

この休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

この報告があり次第、全員協議会を開催し、議会運営委員会委員の選任を行うこととなりますので、よろしくをお願いします。

再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 2時26分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会から正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。
総務文教常任委員会委員長に山内 均君、副委員長に三輪正邦君。
産業建設常任委員会委員長に大石 巖君、副委員長に蒔田昌代君。
以上のとおり各常任委員会で決定された旨、報告を受けました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（藤田和寿君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

この休憩中に議会運営委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

再開は、報告を受け次第とします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時55分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま議会運営委員会から正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

委員長に大塚邦子君、副委員長に遠藤孝子君。

以上のとおり決定された旨、報告を受けました。

◎日程の追加について

○議長（藤田和寿君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり議会閉会中の継続調査の申し出があります。

議会閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にすることに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（藤田和寿君） 追加日程第1、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開きますので、第2会議室にお集まりください。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時14分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 以上で平成29年第3回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

◎議長挨拶

○議長（藤田和寿君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な審議によるものと心から厚く御礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（藤田和寿君） これで平成29年第3回吉田町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。
これにて散会します。

閉会 午後 3時16分